

庁議付議事案書

開催・令和元年 6 月 6 日

所管部課		総務部 文書課	部長	阿部 晴彦			
件 名		東大和市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護条例					
	部課機関						
1. 要 旨 工業標準化法が産業標準化法へ改正されることに伴い、文言の一部を改正するものである。 (1) 主な改正点 別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 (2) 施行日 令和元年 7 月 1 日 (3) 影響及び効果 工業標準化法から産業標準化法への改正に、適切に対応することができる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和元年 5 月 規則改正について文書課審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議審議後、速やかに改正手続を進める。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。